

証券コード 3917
平成28年10月7日

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号
株式会社 アイリッジ
代表取締役社長 小田 健太郎

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月24日(月曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年10月25日(火曜日) 午前10時
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目16番2号
ホテルインターコンチネンタル東京ベイ 5F メイフェア
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第8期(平成27年8月1日から平成28年7月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**定時株主総会終了後、経営説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。**

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://iridge.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この株主資本等変動計算書及び個別注記表として表示すべき事項も含まれています。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://iridge.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年8月1日から  
平成28年7月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続いておりますが、中国を始めとするアジア新興国等の景気減速や、英国のEU離脱問題による影響、金融資本市場の変動等により、先行きは不透明な状況です。

当社はスマートフォン等をプラットフォームとしたO2O支援(注1)を企業向けに行っておりますが、企業のO2Oへの取り組みは引き続き強化されています。

また、インフラ環境といたしましても、平成27年末時点でスマートフォンを保有する個人の割合は53.1%を占め(前年比8.4ポイント増)、また、スマートフォンによるインターネットへのアクセスは13~49歳の各年齢階層でパソコンによるアクセスを上回っており(注2)、当社のスマートフォンを活用したO2O関連事業の後押しになっています。

このような環境の中、当社のpopinfoを搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数(注3)は、平成28年7月に4,500万ユーザーを超え、順調に推移しております。また、顧客やユーザーのニーズはますます高まっており、既存取引先の継続支援、新規受注の両面から、顧客層の拡大が進んでいる状況です。

この結果、売上高は1,230,142千円(前事業年度比65.2%増)、営業利益は136,888千円(同27.2%増)、経常利益は137,426千円(同27.2%増)、当期純利益は92,197千円(同27.4%増)となりました。

(注1) O2O(オンラインtoオフライン)とは、消費者にインターネット(オンライン)上のwebサイトやアプリを通じて情報を提供し、実店舗(オフライン)への集客や販売促進に繋げることをいいます。

(注2) 出典：総務省「平成27年通信利用動向調査」

(注3) 利用ユーザー数とは、ユーザー数のカウント時点において、プッシュ通知の配信に同意しているユーザー数を指し、アプリごとにカウントしています。

当社は、〇二〇関連事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

そのため、以下では販売実績をサービス別に示しております。当社ではサービス別に、「〇二〇関連」と「その他」に大別しており、「〇二〇関連」は(月額報酬)と(アプリ開発、コンサル等)に区分しております。

| サービスの名称     | 前事業年度<br>(自 平成26年 8月 1日<br>至 平成27年 7月31日) |            | 当事業年度<br>(自 平成27年 8月 1日<br>至 平成28年 7月31日) |            |                 |
|-------------|-------------------------------------------|------------|-------------------------------------------|------------|-----------------|
|             | 販売高<br>(千円)                               | 構成比<br>(%) | 販売高<br>(千円)                               | 構成比<br>(%) | 前事業年度比<br>増減(%) |
| 〇二〇関連       | 742,540                                   | 99.7       | 1,230,142                                 | 100.0      | 65.7            |
| 月額報酬        | 190,029                                   | 25.5       | 295,913                                   | 24.1       | 55.7            |
| アプリ開発、コンサル等 | 552,511                                   | 74.2       | 934,229                                   | 75.9       | 69.1            |
| その他         | 2,277                                     | 0.3        | —                                         | —          | —               |
| 合計          | 744,818                                   | 100.0      | 1,230,142                                 | 100.0      | 65.2            |

月額報酬は、

- a. popinfoのサービス利用料(利用ユーザー数に応じた従量制)
- b. アプリのシステム保守料等

から構成されております。

アプリ開発、コンサル等は主に、

- a. popinfoを組み込んだアプリ開発に伴う収入
- b. ユーザー数拡大やユーザーとのコミュニケーション強化等を目的としたアプリ内企画の提案・開発に伴う収入
- c. 利便性向上や新機能の追加等に関する提案・開発に伴う収入

から構成されております。

当事業年度の販売高は1,230,142千円(前事業年度比65.2%増)、内訳として、月額報酬は295,913千円(同55.7%増)、アプリ開発、コンサル等は934,229千円(同69.1%増)となり、いずれも順調に成長しております。

月額報酬については、popinfoを搭載した新規アプリのリリースや、継続取引先のユーザー数の拡大により、ストック型の安定収益の積み上げに努めました。

また、アプリ開発、コンサル等については、既存取引先の継続支援、新規受注にバランスよく取り組むことにより、顧客層及び収益の拡大に努めました。

当社の開発・提供するアプリは、企業とユーザーを繋ぐ企業の顔（企業の基幹メディア）に位置付けられます。そのため、アプリの初期開発・リリース後もアプリ内企画や機能追加等を継続的に実施し、企業・ユーザー間のコミュニケーションの活性化を図ることが重要となります。当社では、アプリリリース後も継続して提案や開発等を行うことで〇20支援に取り組んでおり、このため、アプリ開発、コンサル等の販売高の7割弱が前事業年度からの継続取引先向けとなりました。

当社では、月額報酬を着実に積み上げるとともに、popinfoを組み込んだアプリ開発を入口に、効果的な〇20を実現するための提案・開発を継続的に実施し、安定した収益の確保に繋げております。

なお、当事業年度において、popinfoを搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数は、約2,100万ユーザー増加しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は62,681千円であります。その主なものは、〇20関連サービスに係るソフトウェア開発であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の行使に伴い、8,300株の新株式を発行し、2,780千円の資金を調達しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 5 期      | 第 6 期      | 第 7 期      | 第 8 期                 |
|------------------------|------------|------------|------------|-----------------------|
|                        | (平成25年7月期) | (平成26年7月期) | (平成27年7月期) | (当事業年度)<br>(平成28年7月期) |
| 売 上 高 (千円)             | 257,144    | 478,860    | 744,818    | 1,230,142             |
| 経 常 利 益 (千円)           | 21,665     | 27,704     | 108,040    | 137,426               |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 21,983     | 17,567     | 72,343     | 92,197                |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 11.15      | 7.40       | 29.44      | 33.58                 |
| 総 資 産 (千円)             | 333,240    | 478,301    | 965,602    | 1,093,237             |
| 純 資 産 (千円)             | 288,919    | 392,426    | 795,418    | 890,395               |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 4.01       | 58.26      | 289.82     | 323.45                |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 当社は、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、第5期の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

スマートフォンの普及により、消費者は時間や場所を選ばずインターネットに接続できる環境が整備されました。足元では、スマートフォンからのインターネットの利用は、50歳未満の年齢層では既にパソコンを上回っており、50歳以上の年齢層においても、着実に増えてきております（注1）。これに伴い、企業側のスマートフォンを活用したマーケティングへの取り組みは活発化しており、今後もO2O市場は拡大するものと考えております。

このような事業環境の中、当社が安定した成長を続けていくためには、当社の強みである「これまでの豊富な実績から蓄積されたノウハウ」、「ソリューションと企画力を両輪とした効果的なO2O実現のための企画・運営力」、「柔軟な開発力」を活かし、顧客層の拡大・深耕、サービスラインナップの強化・拡充等により収益基盤を拡大していく必要があると認識しております。

当社は上記内容を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組んでまいります。

##### ① 顧客層の拡大・深耕

国内においては、スマートフォンアプリを活用したマーケティングに対するニーズは一層高まっており、足元では企業の保有するデータベースとアプリの連携や、DMP（注2）との連携によるパーソナライズされた情報配信といった進化や多機能化の動きがみられます。当社といたしましては、大手企業への取り組みを継続・強化し、O2Oの浸透を図ってまいります。

また、インバウンドビジネスとして、アジア圏からの訪日旅行者をターゲットに、国内の店舗への集客をサポートしてまいります。

海外においてはアジアを中心に、現地のニーズの的確な把握とノウハウの蓄積を進め、海外展開、成長を図ってまいります。

##### ② サービスラインナップの強化・拡充

当社はこれまで、位置情報やスマートフォンへ対応したソリューションを早期に開発し、顧客企業へ効果的なO2Oの企画・運営を提案することにより、O2O関連事業を拡大させてまいりました。

今後は、popinfoを軸に、ユーザーの行動分析、さまざまなシーンに応じた活用、決済機能との連携、ビッグデータを活用した行動分析との連携等、企業・ユーザー双方にとって有用なサービスラインナップを強化・拡充させていくことにより、収益基盤の拡大を図ってまいります。

このため、多様化するユーザーのコミュニケーションスタイルに適応した提案や対応デバイスの多様化等の利便性の向上、新技術への早期対応に継続的に取り組むこと、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化すること、講演や展示会への出展等を通してサービス認知度の向上を図ることに努めてまいります。

### ③ 優秀な人材の確保

インターネット関連業界の技術革新のスピードは非常に早く、既存サービスの機能向上はもとより、新技術に速やかに対応していく必要があります。このためには、高いスキルを持った人材の確保・定着と育成を図ることが重要な課題であると認識しております。この課題に対応するため、働きやすい職場環境の構築、モチベーション向上に繋がる人事制度の構築に努め、優秀な人材の確保・定着を図るとともに、各種教育研修の拡充により人材の育成を進めてまいります。

### ④ システムの安定的な稼働

当社は、インターネット通信を利用したサービス提供を中心としており、システムの安定的な稼働が重要な課題であると認識しております。これまでも、サービスの拡大やpopinfoを搭載したアプリ数、利用者数、データ量の増加に合わせ、安定的な稼働のための対策を講じてまいりましたが、引き続き、現行システムの改善に努めるとともに、長期的な視点にたったシステム強化に取り組んでまいります。

### ⑤ 組織体制の強化

当社は、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業容拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後とも、事業規模に応じた管理体制の整備を行い、会社・事業の成長を支える組織体制の強化に努めてまいります。

### ⑥ 国内外の提携等による事業成長の加速

当社は、事業成長を加速するため、国内外の提携等が有力な手段の一つであり、上記①～③についても、当社単独よりも、提携等を有効活用することにより、早期にかつ効率的に進めることが可能と考えております。なお、提携等を実施するにあたっては、当社が既に有するサービス、技術、人材等とのシナジーを慎重に検討した上で取り組んでまいります。



(注1) 出典：総務省「平成27年通信利用動向調査」

(注2) DMP(Data Management Platform)とは、ネット上のビッグデータや自社データ等を一元管理・分析し、ユーザーへの情報配信の最適化を実現するためのプラットフォーム。

(5) **主要な事業内容** (平成28年7月31日現在)

| 事業区分    | 主要なサービス・製品                                                                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇2〇関連事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・スマートフォンをプラットフォームとした〇2〇ソリューションpopinfoの提供</li><li>・スマートフォンアプリの企画・開発・運用</li><li>・集客・販売促進等のマーケティング企画・運用支援</li></ul> |

(6) **主要な事業所** (平成28年7月31日現在)

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

(注) 本社は平成27年11月24日に東京都千代田区から移転いたしました。

(7) **従業員の状況** (平成28年7月31日現在)

当社の事業は〇2〇関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

| 従業員数     | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-------------|-------|--------|
| 59 (1) 名 | 27名増 (増減なし) | 34.1歳 | 1.9年   |

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。) の最近1年間の平均雇用人員を ( ) 外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成28年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、平成27年11月24日付をもって、本社を東京都港区麻布台一丁目11番9号に移転いたしました。

## 2. 株式の状況（平成28年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 9,500,000株

(2) 発行済株式の総数 2,752,800株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は8,300株増加しております。

(3) 株主数 2,717名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                                | 持株数（株）     | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|------------|---------|
| 小 田 健 太 郎                                            | 1,220,000株 | 44.32%  |
| 株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン                                | 270,000    | 9.81    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 74,700     | 2.71    |
| 株 式 会 社 エヌ ・ ティ ・ ティ ・ デ ー タ                         | 65,000     | 2.36    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）     | 63,200     | 2.30    |
| 京 セ ラ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン シ ス テ ム<br>株 式 会 社           | 33,000     | 1.20    |
| T B S イ ノ ベ ー シ ョ ン ・ パ ー ト ナ ー ズ<br>1 号 投 資 事 業 組 合 | 30,000     | 1.09    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                  | 28,400     | 1.03    |
| 大 和 証 券 株 式 会 社                                      | 22,000     | 0.80    |
| BNY GCM ACCOUNTS M NOM                               | 20,700     | 0.75    |

(注) 自己株式は所有していません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
 交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第 2 回 新株予約権                               | 第 3 回 新株予約権                                        |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                   | 平成24年5月25日                                | 平成25年10月25日                                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                   | 30個                                       | 240個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権1個につき100株)           | 普通株式 24,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                   |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>21,000円<br>(1株当たり 210円)     | 新株予約権1個当たり<br>38,000円<br>(1株当たり 380円)              |
| 権 利 行 使 期 間            |                   | 平成26年6月1日から<br>平成34年3月31日まで               | 平成27年11月14日から<br>平成35年9月13日まで                      |
| 行 使 の 条 件              |                   | (注) 1.                                    | (注) 2.                                             |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 240個<br>目的となる株式数 24,000株<br>保有者数 2名 (注) 3. |

|                        |                   | 第4回新株予約権                                    | 第5回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成26年4月11日                                  | 平成27年2月13日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 200個                                        | 382個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 38,200株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>38,000円<br>(1株当たり380円)        | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり1,000円)     |
| 権利行使期間                 |                   | 平成28年5月1日から<br>平成36年2月29日まで                 | 平成29年2月27日から<br>平成36年12月26日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注) 2.                                      | (注) 2.                                      |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 370個<br>目的となる株式数 37,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        | 新株予約権の数 12個<br>目的となる株式数 1,200株<br>保有者数 2名   |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
  - ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- ・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
  - ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
3. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年7月31日現在)

| 会社における<br>地 位 | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                   |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 小 田 健 太 郎 |                                                                                           |
| 取 締 役         | 黒 瀬 翼     | COO兼セールス&マーケティンググループ長                                                                     |
| 取 締 役         | 英 一 樹     | CFO兼管理グループ長                                                                               |
| 取 締 役         | 有 賀 貞 一   | AITコンサルティング株式会社 代表取締役<br>株式会社リアルワールド 社外取締役                                                |
| 取 締 役         | 踊 契 三     | 株式会社デジタルガレージ 取締役<br>株式会社イーコンテクスト 代表取締役社長                                                  |
| 常 勤 監 査 役     | 谷 真 理 子   |                                                                                           |
| 監 査 役         | 隈 元 慶 幸   | 堀総合法律事務所 所属弁護士<br>株式会社パソナ 社外監査役<br>小倉クラッチ株式会社 社外監査役<br>株式会社オルトプラス 社外監査役<br>株式会社大塚家具 社外監査役 |
| 監 査 役         | 高 橋 智     | 株式会社アクロスガシー 代表取締役<br>株式会社IROYA 社外監査役                                                      |

- (注) 1. 取締役有賀貞一氏及び取締役踊契三氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役谷真理子氏、監査役隈元慶幸氏及び監査役高橋智氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役谷真理子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役有賀貞一氏、常勤監査役谷真理子氏、監査役隈元慶幸氏及び監査役高橋智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成27年10月28日開催の第7回定時株主総会において、有賀貞一氏及び踊契三氏が取締役に、谷真理子氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 常勤監査役竹村実穂氏は、平成27年10月28日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、当社の監査役を辞任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                      | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 4名<br>(1) | 40,065千円<br>(3,915) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4<br>(4)  | 10,275<br>(10,275)  |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 8<br>(5)  | 50,340<br>(14,190)  |

- (注) 1. 上記には、平成27年10月28日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づき決定しております。
4. 監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外役員に関する他の法人等の重要な兼職の状況については、前頁の「(1)取締役及び監査役の状況（平成28年7月31日現在）」に記載のとおりであります。
  - ・取締役有賀貞一氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役踊契三氏  
当社と株式会社デジタルガレージ及び株式会社イーコンテクストとは、アプリ開発及び運用において取引関係があります。
  - ・監査役谷真理子氏  
当社以外の会社との兼職はありません。
  - ・監査役隈元慶幸氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役高橋智氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                                                       |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 有賀 貞一 | 平成27年10月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しております。<br>主に上場会社での会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。                                  |
| 取締役 踊 契三  | 平成27年10月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しております。<br>主に上場会社での会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。                                  |
| 監査役 谷 真理子 | 平成27年10月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会10回の全てに出席しております。<br>常勤監査役として、監査役会の中心的な役割を担うとともに、主に公認会計士としての専門的見地から、財務・会計等に関する発言を行っております。 |
| 監査役 隈元 慶幸 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席しております。<br>主に弁護士としての専門的見地から、企業法務・コンプライアンス・ガバナンス等に関する発言を行っております。                                  |
| 監査役 高橋 智  | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席しております。<br>主に上場会社での管理業務を通じて培われた経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。                               |



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の任意監査の実績等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) コンプライアンス体制の基盤となる「倫理規程」を定め、全ての役員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。
  - ロ) 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
  - ハ) 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - ニ) 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、取締役の職務執行を監査する。
  - ホ) 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - イ) 取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。
  - ロ) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。
  - ロ) 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - ハ) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ) 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体

制を確保する。

ロ) 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

ハ) 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ) 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。

ロ) 当該使用人は監査役の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。

ロ) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。

ハ) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力対応規程において基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、監査役3名（うち社外監査役3名）も出席しております。取締役会は18回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行い、経営判断及び監督の実効性を担保しております。

職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程、稟議規程等において、意思決定手順を明確に定めるとともに、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な職務執行体制を構築しております。

また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等が確認され、必要に応じて改善を図っております。

② リスク管理体制、コンプライアンス体制

取締役会のほか、取締役、監査役、執行役員で構成する経営会議にて業務執行に関わる重要な情報を共有し、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として倫理規程を定め、社内研修を実施する等により、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて内部通報規程を制定し、社内における不正行為等を早期に発見し、コンプライアンス経営の強化を図る体制としております。

③ 監査役が実効的に行われることの確保

監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は14回開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を行っております。

また、監査役は、役職員、内部監査担当者及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を実施しております。

④ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社では事業の成長、企業規模に応じた有効な内部統制を整備・運用するため、内部統制に関する評価範囲等の見直しを毎年行っております。また、その評価結果については代表取締役社長に報告されております。

⑤ 反社会的勢力を排除するための体制

当社の反社会的勢力排除体制は、所管を管理グループとし、特殊暴力防止対策連合会などの外部機関との協力体制を整備しております。

また、契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、役職員に対して研修・教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識徹底に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項は取締役会の決議により定める旨、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日を基準日とし、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めておりますが、当社が剰余金の配当を実施する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

## 貸借対照表

(平成28年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)         |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>946,892</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>189,843</b>   |
| 現金及び預金          | 656,627          | 買掛金            | 44,531           |
| 売掛金             | 227,419          | 未払金            | 8,313            |
| 仕掛品             | 36,414           | 未払費用           | 29,877           |
| 前払費用            | 7,905            | 未払法人税等         | 33,948           |
| 繰延税金資産          | 17,923           | 未払消費税等         | 22,663           |
| その他             | 602              | 預り金            | 7,718            |
| <b>固定資産</b>     | <b>146,345</b>   | 賞与引当金          | 42,790           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,914</b>     | <b>固定負債</b>    | <b>12,999</b>    |
| 建物              | 7,540            | 資産除去債務         | 12,999           |
| 工具、器具及び備品       | 1,373            | <b>負債合計</b>    | <b>202,842</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>90,928</b>    | (純資産の部)        |                  |
| 商標権             | 189              | <b>株主資本</b>    | <b>890,395</b>   |
| ソフトウェア          | 89,618           | 資本金            | 358,334          |
| ソフトウェア仮勘定       | 1,121            | 資本剰余金          | 351,334          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>46,502</b>    | 資本準備金          | 351,334          |
| 敷金              | 35,287           | <b>利益剰余金</b>   | <b>180,727</b>   |
| 繰延税金資産          | 11,215           | その他利益剰余金       | 180,727          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 180,727          |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,093,237</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>890,395</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,093,237</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成27年 8 月 1 日から)  
(平成28年 7 月 31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 売 上 高           |        | 1,230,142 |
| 売 上 原 価         |        | 771,561   |
| 売 上 総 利 益       |        | 458,581   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 321,692   |
| 営 業 利 益         |        | 136,888   |
| 営 業 外 収 益       |        |           |
| 受 取 利 息         | 106    |           |
| 雑 収 入           | 448    | 555       |
| 営 業 外 費 用       |        |           |
| 雑 損 失           | 17     | 17        |
| 経 常 利 益         |        | 137,426   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |        | 137,426   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 52,720 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △7,490 | 45,229    |
| 当 期 純 利 益       |        | 92,197    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年9月14日

株式会社アイリッジ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイリッジの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年9月16日

|                       |         |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 株 式 会 社               | アイリッジ   | 監 査 役 会   |
| 常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役) | 谷       | 真 理 子 (印) |
| 監 査 役 (社 外 監 査 役)     | 隈 元 慶 幸 | (印)       |
| 監 査 役 (社 外 監 査 役)     | 高 橋     | 智 (印)     |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。<br/><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |
| <p>(取締役の選任方法)<br/>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p>                 | <p>(取締役の選任)<br/>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。<br/>2～3 (現行どおり)</p>        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                  | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                            | 変 更 案                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>           | <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>            |
| <p>第22条 （条文省略）</p>                                                                 | <p>第22条 （現行どおり）</p>                                                                                                |
| <p>（取締役会の招集通知）</p>                                                                 | <p>（取締役会の招集通知）</p>                                                                                                 |
| <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                       |
| <p>2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                          | <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                |
| <p>（新 設）</p>                                                                       | <p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p>                                                                                      |
| <p>第24条～第25条 （条文省略）</p>                                                            | <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>               |
| <p>（取締役の報酬等）</p>                                                                   | <p>（取締役の報酬等）</p>                                                                                                   |
| <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>   | <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第28条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> | <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                         | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                       | (削 除) |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                          | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除等)</u><br/> <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>                                     | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第37条～第39条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当社は、第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める<u>監査役</u> (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除できる。</p> <p>2 当社は、第8回定時株主総会終結前の<u>監査役</u> (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、<u>同定時株主総会終結前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 小田健太郎<br>(昭和50年6月23日) | 平成11年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ入社<br>平成16年8月 ボストンコンサルティンググループ入社<br>平成20年8月 当社設立 代表取締役社長（現任）          | 1,220,000株         |
| 2     | 黒瀬翼<br>(昭和55年3月18日)   | 平成14年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社<br>平成21年12月 株式会社ガプスモバイル取締役<br>平成23年10月 当社取締役COO兼セールス&マーケティンググループ長（現任） | 1,000株             |
| 3     | 英一樹<br>(昭和53年12月30日)  | 平成15年4月 公認会計士登録<br>平成15年10月 野村證券株式会社入社<br>平成25年10月 当社入社<br>平成26年4月 当社取締役CFO兼管理グループ長（現任）       | 1,000株             |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>株式<br>の数 |
|-----------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4         | おどり<br>踊 契 三<br>(昭和45年5月10日) | 平成17年6月 株式会社フェイス取締役<br>平成18年3月 ギガネットワークス株式会社代<br>表取締役社長<br>平成22年8月 株式会社DGモバイル代表取締<br>役社長<br>平成22年9月 株式会社デジタルガレージ取締<br>役(現任)<br>平成24年4月 ベリトランス株式会社取締役<br>(現任)<br>平成24年4月 ナビプラス株式会社取締役(現<br>任)<br>平成24年9月 econtext Asia Limited<br>Director(現任)<br>平成25年10月 株式会社イーコンテクスト代表<br>取締役社長(現任)<br>平成27年10月 当社社外取締役(現任)<br>平成28年7月 株式会社DG Daiwa Ventures<br>代表取締役(現任)<br>平成28年8月 株式会社DK Media代表取締役<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社デジタルガレージ取締役<br>株式会社イーコンテクスト代表取締役社長 | -                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、踊契三氏は株式会社デジタルガレージの取締役及び株式会社イーコンテクストの代表取締役であり、両社と当社とは取引関係にありますが、両社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間には特別な関係はありません。
2. 踊契三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 踊契三氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社でのビジネス経験、経営経験に基づき、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断したものであります。
4. 踊契三氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社と踊契三氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>株式数 |
|-------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ※<br>染原友博<br>(昭和53年8月2日)         | 平成14年10月 優成監査法人入所<br>平成16年4月 公認会計士登録<br>平成18年11月 野村證券株式会社入社<br>平成24年8月 染原公認会計士事務所（現染原公認会計士・税理士事務所）開業（現任）<br>平成24年10月 税理士登録<br>平成27年7月 株式会社GAT設立 代表取締役（現任）<br>平成28年1月 株式会社ナウキャスト取締役CFO<br><br>(重要な兼職の状況)<br>染原公認会計士・税理士事務所                                                                                             | —           |
| 2     | あるがていいち<br>有賀貞一<br>(昭和22年10月13日) | 平成2年6月 株式会社野村総合研究所取締役<br>平成6年6月 同社常務取締役<br>平成9年6月 株式会社CSK専務取締役<br>平成12年6月 同社代表取締役副社長<br>平成17年10月 株式会社CSKホールディングス代表取締役<br>平成20年6月 株式会社ミスミグループ本社代表取締役副社長<br>平成23年10月 AITコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任）<br>平成27年10月 当社社外取締役（現任）<br>平成27年12月 株式会社リアルワールド社外取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>AITコンサルティング株式会社代表取締役<br>株式会社リアルワールド社外取締役 | —           |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3     | ※<br>くまもと よしゆき<br>隈元慶幸<br>(昭和37年12月26日) | <p>昭和61年4月 株式会社ブリヂストン入社<br/> 平成6年4月 東京弁護士会弁護士登録<br/> 平成13年4月 堀裕法律事務所（現堀総合法律事務所）入所（現任）<br/> 平成15年6月 株式会社パソナキャリア（現株式会社パソナ）社外監査役（現任）<br/> 平成19年6月 小倉クラッチ株式会社社外監査役（現任）<br/> 平成22年7月 株式会社オルトプラス社外監査役（現任）<br/> 平成23年10月 当社社外監査役（現任）<br/> 平成27年3月 株式会社大塚家具社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/> 堀総合法律事務所所属弁護士<br/> 株式会社パソナ社外監査役<br/> 小倉クラッチ株式会社社外監査役<br/> 株式会社オルトプラス社外監査役<br/> 株式会社大塚家具社外監査役</p> | —            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 染原友博氏、有賀貞一氏及び隈元慶幸氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 染原友博氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士としての経験と専門知識、大手証券会社におけるM&A等の財務アドバイザーとしての経験と専門知識、ベンチャー企業経営の経験を、当社の経営に活かしていただけると判断したものであります。
- (2) 有賀貞一氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識に基づき、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断したものであります。
- (3) 隈元慶幸氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を、当社の経営に活かしていただけると判断したものであります。なお、同氏は、過去に直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 有賀貞一氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 当社と有賀貞一氏及び隈元慶幸氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、両氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。また、染原友博氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、有賀貞一氏及び隈元慶幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員とする予定であります。また、染原友博氏が選任された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成27年2月13日開催の臨時株主総会において、年額120,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたいたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

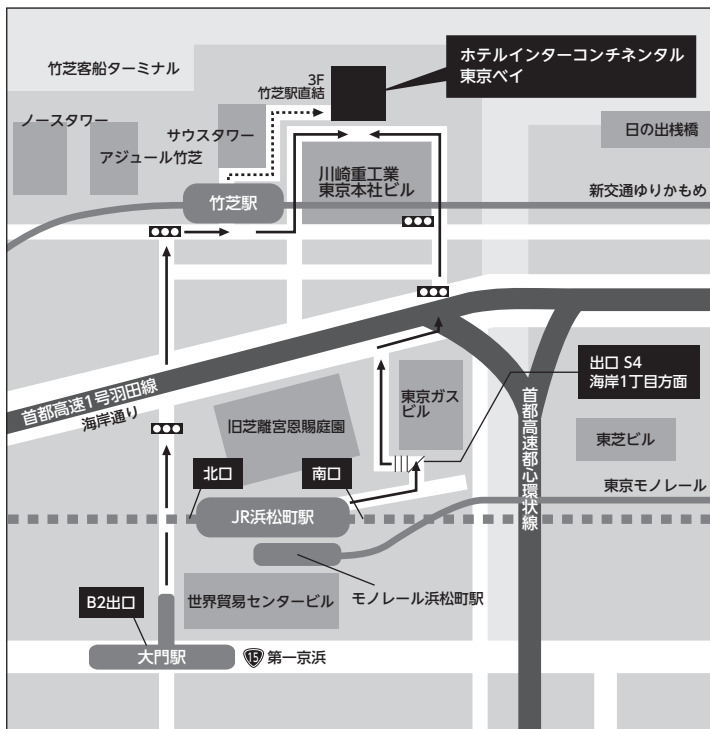
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区海岸一丁目16番2号

ホテルインターコンチネンタル東京ベイ 5階 メイフェア

TEL 03-5404-2222 (代表)



- 最寄り駅 新交通ゆりかもめ「竹芝」駅……………徒歩約3分  
JR・モノレール「浜松町」駅……………徒歩約8分  
都営地下鉄 大江戸線 浅草線「大門」駅B2出口…徒歩約10分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。